

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月18日

【事業年度】 第156期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社

【英訳名】 Columbia Music Entertainment, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長
兼最高経営責任者 廣瀬 禎彦

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目4番33号

【電話番号】 03(3588)2200（代表）

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 滝田 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木一丁目4番33号

【電話番号】 03(3588)2200（代表）

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 滝田 洋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第156期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4) <略>

(訂正後)

(1)～(4) <略>

(5) 取締役の員数

当社は、取締役を15名以内とする旨を定款で定めております。

(6) 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席することを要する旨ならびに累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(7) 執行役の員数

当社は、執行役を15名以内とする旨を定款で定めております。

(8) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

